

## 令和4年度第1回国分寺市文化財保護審議会議事録

- 1 日 時 令和4年5月16日(月)午前10時00分～
- 2 場 所 ひかりプラザ5階教育資料室
- 3 出席状況
  - 出席委員 (7名) (敬称省略)  
坂詰 秀一, 福嶋 司, 副島 弘道, 藤井 恵介, 太田 和子, 松井 敏夫,  
馬場 憲一
  - 出席職員 (12名)  
古屋真宏(教育長), 可児泰則(教育部長), 新出尚三(ふるさと文化財課長), 増井有真(文化財保護係長), 依田亮一(史跡係長), 早川勝義(文化財普及担当係長), 松崎亜希子(史跡係), 中道誠(文化財保護係), 岡沢法彦(緑と建築課長), 新島理人(公園緑地係長)

### [会議次第]

- 教育長挨拶
- 委嘱状の伝達
- 委員挨拶
- 正副会長選出
- 1 開会
- 2 正副会長挨拶
- 3 事務連絡
- 4 議事録の承認
- 5 審議事項
  - (1) 国分寺市重要文化財の指定について
- 6 報告事項
  - (1) 令和4年度ふるさと文化財課事業について 資料1
  - (2) 文化財普及事業について 資料2
  - (3) 武蔵国分寺市史跡指定100周年記念事業について 資料3
  - (4) 史跡武蔵国分寺跡買収事業について 資料4
  - (5) 史跡武蔵国分寺跡整備事業について 資料5
  - (6) 市重要有形文化財川崎・伊奈両代官謝恩塔保存処理について 資料6
  - (7) 市内建造物調査について 資料7
  - (8) 埋蔵文化財発掘調査報告書のデジタル公開について 資料8
- 7 その他
- 8 閉会

<新出ふるさと文化財課長>

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます、ふるさと文化財課長、新出と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日、傍聴を希望される方、1名いらっしゃいますので、ご報告を申し上げます。

## 教育長挨拶

<新出ふるさと文化財課長>

では、開会に先立ちまして、国分寺市教育委員会古屋真宏教育長より一言ご挨拶を申し上げます。

<古屋教育長>

改めまして、皆様おはようございます。本日は大変お忙し中、第1回目の文化財保護審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

この4月1日からまた新たな委員といたしまして、馬場委員、そして松井委員にご参加をいただくことになりました。また、併せてご継続ということでほかの委員の皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松井委員はよくご存じかとは思いますが、私どもいろいろと頭を巡らせておりますけれども、そういえば松井委員は社会科が専門だったということをお聞きしてお願いをしたところでございますが、ご快諾を頂いたということで、ありがとうございます。また、松井委員とも親しくされていた馬場委員ということで、何かご縁があるのかなと感じたところでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先日はオープニングイベントということで、武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念、いよいよスタートということになりました。午前中には近江主任文化財調査官の御講演をいただきまして、また、午後には佐渡の鼓童の演奏、そして中学生の吹奏楽の演奏ということで実施をさせていただきました。あいにくの天気だったのですが、多くの方にお越しいただきまして、盛り上がったかなと思っております。いいスタートが切れたということをお喜びしているところでございますが、引き続き1年間かけまして、この事業を進めてまいりますので、国分寺のすばらしさ、歴史的な意義をしっかりと伝えてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方にもお時間がありましたらご出席を頂けたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議につきましては、中藤新田分水の胎内堀に関わりまして、3月に諮問をさせていただきました。このことにつきましての御協議ということになるかと思っております。初めての方もいらっしゃるかと思っておりますが、ぜひ様々な視点でご協議を頂けたら幸いです。

これからまた新たな審議会ということになりますけれども、ぜひ先生方にはこの国分寺の文化財につきまして、御指導、御助言をいただきまして、実りあるものになりたいと思っております。それでは、どうぞよろしくお願いをいたします。

## 委嘱状の伝達

<新出ふるさと文化財課長>

続きまして、古屋教育長より、委員の皆様へ委嘱状の伝達を行います。任期につきましては、国分寺市文化財の保護と活用に関する条例第 33 条の規定により 2 年となっております。順にお名前をお呼びいたしますので、その場で御起立いただければと思います。

では、坂詰委員、お願いします。

<古屋教育長>

委嘱状、坂詰秀一殿。国分寺市文化財保護審議会委員を委嘱します。令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。令和 4 年 4 月 1 日国分寺市教育長。どうぞよろしくお願いたします。

<新出ふるさと文化財課長>

福嶋司委員。

<古屋教育長>

委嘱状、福嶋司殿。以下同文です。どうぞよろしくお願いたします。

<新出ふるさと文化財課長>

副島弘道委員。

<古屋教育長>

委嘱状、副島弘道殿。以下同文です。どうぞよろしくお願いたします。

<新出ふるさと文化財課長>

藤井恵介委員。

<古屋教育長>

委嘱状、藤井恵介殿。以下同文です。どうぞよろしくお願いたします。

<新出ふるさと文化財課長>

太田和子委員。

<古屋教育長>

委嘱状、太田和子殿。以下同文です。どうぞよろしくお願いたします。

<新出ふるさと文化財課長>

松井敏夫委員。

<古屋教育長>

委嘱状、松井敏夫殿。以下同文です。どうぞよろしくお願いたします。

<新出ふるさと文化財課長>

馬場憲一委員。

<古屋教育長>

委嘱状、馬場憲一殿。以下同文です。どうぞよろしくお願いたします。

## 委員挨拶

<新出ふるさと文化財課長>

それでは、ここで委員の皆様より改めて一言ずつ自己紹介を兼ねて御挨拶を頂戴できればと存じます。先ほど委嘱状をお渡しした順に、坂詰委員よりどうぞよろしく願いいたします。

<坂詰委員>

おはようございます。またもう2年間とご指示がございました。2年間もつかどうか分かりませんが、ひとつよろしく願いいたします。

<福嶋委員>

私は、東京農工大学の農学部で、人間と自然、特に植物と良い関係を保つにはどういうふうにかえたらいいのかということを中心に植生管理学という分野を担当してまいりました。そういう経験から、この審議会でも緑あるいは環境、そういう観点からお手伝いできたらいいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

<副島委員>

副島でございます。私は、美術史ということですが、専門は仏教美術史でございます、ほかのことはあまりよく分からないのですが、皆さんのお力をお借りしまして、微力ながら尽くしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

<藤井委員>

藤井でございます。私は、建築史という分野でございますけれども、いろいろ史跡とかそういう分野も立場上担当させていただいて、いろいろな委員をさせていただいているのですけれども、その文化財をどうやってこれから維持できるのか、状況がいろいろ変わっていきますから、それに合わせてどういうふうに私たちがそこを維持できていくかということがとても気になっております。これからもそういうお仕事をお手伝いできればと思います。よろしく願いいたします。

<太田委員>

太田和子でございます。国分寺市に長らく奉職をさせていただいております、その後、定年を機にもう一度学び直したいと思ひまして、國學院大学で研究をして、地域の文化活動をしている地域文化人について、なかなか多摩地域では、実際にはいらっしゃるのですけれども、研究があまりできていないので、そういう方々の功績を掘り起こしたいと思ひまして、勉強して、一昨年度、昨年3月に、不出来な人間なのですけれども学位をいただけましたので、それを機に励みとして今後もこの地域の文化活動を掘り起こすことを続けていきたいと思ひしております。よろしく願いいたします。

<松井委員>

松井でございます。よろしくどうぞ。遠藤委員がご退任されたということで、学校教育の分野からもということだと思ひのですけれども、お世話になることになりました。よろしく願いいたします。

<馬場委員>

馬場でございます。よろしくお願いいいたします。私は、東京都の文化課というところで長く仕事をやっています、国分寺市については、1976年で昭和51年に入都したときに、最初に来た自治体がこの国分寺市だったのです。当時国分寺の現状変更と、今も出ているのだらうと思えますけれども、史跡に現状変更があって、そこからスタートしたのが最初で、当時来たときに、たしか坂誥先生、覚えていらっしゃるかわからないのですけれども、私は初めてお会いしまして、国分寺の史跡の保存の難しさというか、そういうお話を伺った経験があります。

今回、ここへ恐る恐る来たわけですけれども、ほとんどの方が昔から面識ある方なので、この分だったら多少楽しくできるかなと。楽しくという言い方はちょっと申し訳ないのですけれども、いろいろな文化財のことについてお話しできるかなと思っています。

私は、ここに書いてあるように郷土史ということなのですが、私はもともと歴史をやっています、東京とか多摩を中心にした歴史をやっています、最近少しやっぱり、都に住んでいたこともありますので、文化財保護のことをどういうふうやっていったらいいのかという、そういうことにも多少関心を持って、いろいろ調べたりなんかしています。

長くなりましたけれども、どうぞよろしくお願いいいたします。

<新出ふるさと文化財課長>

ありがとうございました。

本日の委員会でございますが、7名の委員の皆様にご出席を頂きまして、文化財の保護と活用に関する条例第34条の規定に基づきまして、委員の過半数の出席がございますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

## 正副会長選出

<新出ふるさと文化財課長>

それでは、続きまして、文化財の保存と活用に関する条例第33条第5項の規定に基づきまして、正副会長の選出を互選によりお願いいしたいと思えます。慣例によりまして、前会長に座長となっていていただきまして、進行をお願いしたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

<坂誥委員>

御指名ですので、私が一言申し上げます。それでは、慣例ということでございますので、進めさせていただきたいと思えます。

皆さん、いかがでしょうか。御発言があればお願いいしたいと思えます。

<太田委員>

引き続き、先生に会長をお務めいただければと思っております。また、副会長にもやはり引き続き福嶋委員にお受けいただければと思えます。御苦勞ではございますけれども、ぜひよろしくお願いいしたいと思えます。

<坂誥委員>

いかがでしょうか。皆さん方のご意見伺いたいと思います。御発言お願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<坂誥委員>

それでは、ただいま異議なしの発言がありました。異議があってもいいと思ったのですが。それでは、これからもよろしく願い申し上げます。

<新出ふるさと文化財課長>

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例第3条第1項第2号によりまして、文化財保護審議会の委員2名が保存整備委員会の委員になる旨の規定がございます。慣例によりまして、正副会長につきましては文化財保護審議会の代表としてこの保存整備委員会の委員になっていただいておりますが、こちらの件につきましてもご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

それでは、これより会長に進行のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

## 1 開会

<坂誥会長>

それでは、ただいまから令和4年度第1回文化財保護審議会を開会したいと思います。

## 2 会長・副会長挨拶

<坂誥会長>

開会に当たりまして、ひとつご挨拶します。

私も実はもう年ですので、そろそろ辞めさせていただきたいと思ったのですが、福嶋先生がしていただけるというので、福嶋先生の識見の下に2年間どうにか務められればと思っております。特に今年度は、国分寺は史跡指定100年目に当たるということでございますので、何らかのお手伝いができるかと思っております。

福嶋先生、よろしく願いいたします。

<福嶋副会長>

予期していなかった事態になって戸惑っている部分もあるのですが、時間だけは充分長くこの審議会の委員をさせていただきましたので、やはりみんなでいい文化財の保護ができるように努力をする一人として、この大役をお引き受けたいと思います。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

## 3 事務連絡

<坂誥会長>

それでは、最初に事務局より報告がありますので、お願いしたいと思います。どうぞお願いいたします。

<可児教育部長>

おはようございます。教育部長の可児でございます。本年4月1日付で教育委員会に人事異動がございましたので、その御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、教育部長でありました一ノ瀬につきましては、総務部長に異動ということになりました。代わりまして、私、可児が子ども家庭部長、5年ほどおりましたが、教育部長ということで着任をいたしました。教育部につきましては初めてということになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ふるさと文化財課長でありました高杉が課税課に異動になりましたので、代わって協働コミュニティ課より新出課長が着任いたしました。

<新出ふるさと文化財課長>

新出です。どうぞよろしくお願いいたします。

<可児教育部長>

それから、文化財保護係長でありました日隈が地域共生推進課に異動になりました。代わって市政戦略室より増井係長が着任いたしております。

<増井文化財保護係長>

増井です。よろしく申し上げます。

<可児教育部長>

それから、史跡係主任でありました寺前は市政戦略室に異動ということになりました。代わって子ども子育てサービス課から松崎が着任いたしております。

<松崎史跡係主任>

松崎と申します。よろしくお願いいたします。

<可児教育部長>

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4 議事録の承認

<坂誥会長>

ありがとうございました。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に議事録の承認について事務局より説明をお願いしたいと思います。

<新出ふるさと文化財課長>

令和3年度第2回文化財保護審議会の記録につきまして、開催通知とともに事前に送付をさせていただいてございます。お手元にも配付をしているところでございますが、内容などをご確認いただきまして、不備がありましたら事務局までご連絡を頂くということでご承認頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

<坂誥会長>

皆さん方、慣例によりご協力をお願いしている点でございます。何か修正するところがありましたら、事務局までご連絡をお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

## 5 審議事項

<坂誥会長>

それでは、審議事項に入らせていただきたいと思いますが、本日はお手元でございますように、審議事項が1件、報告事項が8件ございます。暫時、審議を行いたいと思っております。

それでは、審議事項「国分寺市重要文化財の指定について」でございます。審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

<依田史跡係長>

史跡係長の依田亮一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、3月の文化財保護審議会では、令和4年度中に文化財指定を目指します玉川上水の分水の1つであります中藤新田分水跡、通称「胎内堀」と呼んでおります近世の用水路につきまして諮問をいたしました。しかしながら、4月より新しく着任をされました委員の先生もいらっしゃいますので、前回の審議会と一部重複するところもあろうかと思いますが、改めてご説明申し上げます。

まず、皆様のお手元にお配りいたしました資料ですが、右上のほうに四角く枠で囲みまして、「審議事項参考資料」と書きまして今後の事務日程表が1枚ございます。そのほかにめくっていただきますと、「審議事項資料1」としまして、今回ご用意いたしました文化財の概要説明資料がございます。

そして、もう1枚、別立てで、「審議事項資料2」としましたものが、国分寺市文化財調査専門員として市内の用水調査に御指導と御協力を頂いております、小坂克信先生が、特に今年に入りましてから様々な古文書調査を進める中で、胎内堀に関する新たな知見が得られましたので、それに関する御説明の資料となっております。

それから、「審議事項資料3」と書きましてものが、前回の委員会で、この中藤新田分水の水利用に関わる関連文化財といたしまして、明治時代の創業の醤油工場跡があることを御報告いたしましたけれども、前回の委員会で坂誥先生からもご指摘いただきましたように、参考となる資料をご提示するということですので御意見をいただきましたので、写真を主体とした資料を組み込んでございます。

最後に、「審議事項資料4」といたしましたのが、昨年の秋に胎内堀の発掘調査を担当して、前回の委員会で諮問内容の御説明をいたしました発掘調査の担当者が調査所見をまとめましたものを付けさせていただきました。

資料がたくさんございますので、これらの資料をкаいつまんでパワーポイントにまとめてございますので、副島先生と馬場先生は、背後となりまして大変見にくく恐縮ですが、スクリーンのほうに映像を映し出したいと思いますので、そちらを御覧いただきながら、



指定候補物件の文化財についてこれから御説明を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

パソコン操作の関係で、着座してご説明させていただきます。

審議事項、中藤新田分水跡、胎内堀でございます。

こちら、「審議事項参考資料」ということで、今後の事務日程表と、現在の立ち位置でございます。

前回、3月の文化財保護審議会で諮問をいたしまして、今はこの赤い矢印が立っているところ（審議）でございます。今回も時間の関係で、委員の先生方に現地を御案内差し上げることがかなわないのですけれども、どこかのタイミングで先生方に現地を御案内できればと思っておりますが、次回、令和4年8月に行います令和4年度第2回文化財保護審議会で諮問に対するご答申をいただいて、9月の教育委員会定例会で何とか指定の文化財の告示をしたいと考えてございます。

こちら、「審議事項資料1」を基にしながらご説明申し上げます。

指定候補物件の場所でございますが、今映し出しておりますのが国分寺市域の地図で、玉川上水と市域内を流れる用水路を水色の線でお示しいたしました。今回の指定候補物件の場所は、市域でも西側で、立川市境に近い西町四丁目でございます物件でございます。ここに享保年間に開拓された中藤新田分水が走っています。

もう3年前の委員会になりますが、市内には江戸時代の面影をとどめる用水がもう1か所だけ残っております、特に福嶋先生にいろいろアドバイスを頂いて何とか指定文化財まで持っていけました西恋ヶ窪一丁目の恋ヶ窪村分水が明暦3年、1657年の開削ということで、玉川上水が開通してすぐに開削された大きな堀の形状をとどめる遺構が3年前に文化財指定になっております。こちらも緑と建築課、緑地を所管する部署と協力し合いまして、現在はこのような形で公園として一般市民の方々に共用しているところでございます。

恋ヶ窪村分水というのがこちらで、今回の物件がこちらになります。

現在の国分寺市域ですが、明治26年に、江戸時代の10個の村が合併して現在の国分寺市の原型ができておりますが、先ほどの恋ヶ窪村分水はこちらにあります恋ヶ窪村、そして、今回の指定候補物件というのがこちらの中藤新田村に向けて作られた用水路でございます。

国分寺市内には国分寺崖線と呼ばれます河岸段丘崖が、主に東西方向にわたって延びているのですけれども、この西町地域に限っては、国分寺崖線が南北に走っております、今回の中藤新田分水といいますのは、玉川上水からこの国分寺崖線の崖上の縁に沿って延々と1キロほど掘られている用水になります。

赤く丸印をつけたところが今回の指定候補の物件の所在地に当たりまして、ちょっとこの地図では見にくいのですが、地図の一番下のところは現在の中藤さんという方がご所有のお屋敷になってございまして、中藤新田村を享保年間に開拓した中藤さんの御子孫でございます。

このあたりの水路は、現況がどうなっているかといいますと、幅2間ほどの特定水路ということで、元々水路が走っていたところが今、国分寺の市有地になっております。昨年の秋に、まずは地下レーダー探査をかけまして、今は発掘調査をしなくても地下にどんなものが埋もれているかおおよそ予測がつくのですが、このレーダー探査を行ったところ、どうやら地下に空洞がありそうだなというところを狙って、3か所発掘調査を行いました。

そもそもの経緯についてですが、令和元年度に、この中藤さんのお住まいの屋敷地の3軒ほど北側に行った旧家の方から、この国分寺崖線に残る崖線樹林地を市のほうに御寄附を頂きまして、この敷地の東端を中藤新田分水、胎内堀が走っているの、樹林地としての保全だけでなく、分水の歴史的な価値も市民の方々に知らせて残して欲しいというご要望を頂いて、今回委員会で御審議をいただいている次第でございます。

レーダー探査を行いました、江戸時代の文献や絵図にも、このように玉川上水から取水した中藤新田分水が、名主の中藤さん宅のところを境にして、V字に分岐をして、1つは野中新田のほうに向かって流れている水路と、1つは崖を下りて榎戸新田や平兵衛新田、今、皆様にお集まりいただいているこのひかりプラザがまさに平兵衛新田でございますが、こちらのほうに水を引くために開削をされた水路でございます。

向かって右側の絵図が明治8年頃の中藤新田村の地籍図でございまして、白く抜けているところがお屋敷の場所、緑のところは恐らく樹林地で、茶色く塗られたところが畑になっておりますので、崖線の樹林地の麓のところは旧家の屋敷が並んでいて、崖を上った台地の上は畑が広がっているような景色が、今は住宅がかなり進出してありますが、このような景観は残している場所でございます。

先ほど申し上げましたように、ここは崖線が南北に走っておりますので、冬場に崖線の上、中藤新田分水の上に立ちますと、このように富士山の景色が恐らく市内でも屈指の見晴らしのいい場所になっているところでございます。

胎内堀でございますが、まずはこちらに時期的な変遷図をお示しいたしました。玉川上水がこちらになります。享保年間、1729年に中藤新田村が開村されますと、それに合わせて玉川上水から直接水を取水して、中藤新田のほうにお水を運んでいた時期が、初期はございました。それが、幕末、慶応年間頃になりますと、よその地域の村々の分水と水の取り合いといいますか、問題が起きまして、一時期中藤新田分水のところは水が流れなくなってまいります。この件については後ほど小坂先生から詳しいお話をお聞かせいただけるかと思いますが、この時期に中藤新田村のほうに水が来なくなったので、幕末、特に明治の初年にトンネル状の堀を掘って、中藤新田村のほうに通水をしたというようなことが、国分寺市史とかには書かれております。

その後、明治3年になりますと、玉川上水から直接多摩地域の村々に分水を引いてはならぬという御触れが出まして、中藤新田分水というのが、今の五日市街道を沿って走っております砂川用水から水を分岐して、中藤新田村のほうに水を引いたという、大きくはこのような3段階、遺跡が変化しているということが理解されてまいりました。

実際に発掘調査をした写真がこちらになります。作業員さんが掘っていらっしゃるこ

るに、トンネル状の何か堀のようなものが出てきておりますが、これが幕末に掘られた胎内堀です。それと、発掘調査ではこの胎内堀の脇に、深さが2メートル50センチぐらいあります、断面V字状の大きな堀も併せて見つかりました。これをきれいな写真で撮り直しますと、このような形になります。

開削されていた堀の中には、車のタイヤですとか、ビニール袋とか、おびたしい数のごみが投棄されている状況がございまして、今、御覧いただいておりますのは、樹林地を寄附してくださった旧家の方に、中藤新田分水から分岐して、各屋敷地のほうに水を引いた枝の分水路が見つかっております。こちらは一番南側の発掘区ですが、掘り始めますと、このようにビニール袋とか、コンクリートの塊とか、様々な廃棄物が投棄されておりました。ここもきれいにしますと、胎内堀のトンネルと、V字状の2メートル以上ある大きな堀の跡が見つかった次第でございまして。

拡大の写真で、胎内堀の中に入りますと、このような状況になります。大体高さが90センチ、幅が90センチ。発掘調査をするまでは、この胎内堀の形というのはおおよそ90センチ四方の四角形、正方形の形をしているのではないかとということで予測していたのですが、実際掘りますと、底面は真っ平なのですが、ちょっとドーム型、マッシュルーム型と言っているのか、キノコのような形をした胎内堀の断面の形がはっきりしてまいりました。

今回、発掘調査ではあまり追及しなかったのですが、胎内堀の上部のところには一定間隔でこのような、地上から地下に潜るための、沼さらいをするために下りた竖坑なども確認されております。

出土した遺物の拡大写真です。近くに醤油工場があったということもありますが、醤油を詰めるために使われていたガラス瓶とか、様々な生活雑貨がございまして。土管なんかも出てまいりました。これらについては、まだ水洗いとか写真や図面の記録はまだ取り切れていないのですが、おいおい整理をして、遺跡からどんなものが出てきたかというのが、今後、詳しく調査を続けていきたいと思っております。

今回の審議会ではあまりお話は及ばないと思うのですが、近くで、3年ほど前に、お隣の小平市でもこのような胎内堀を現地に整備してございまして、幾つか写真をご用意してまいりました。中藤新田分水にほど近いところなのですが、小川橋という、今の立川通り、小平から立川方面に抜けるバス通りがありますが、そのすぐ近くで、明治に入りましてから開削された新堀用水というものがございまして、その新堀用水の一部が胎内堀になっているのがかねてから分かっておりました。こちらを令和2年の3月に小平市ではこのようなFRPを素材にしたもので現地を復元整備して、実際に市民の方が水場まで下りられるような仕掛けを作って、現地にこのような看板を掲げて整備をしています。これはうちの整備を今後どうしていくかというのは課題に残りますが、先行事例として、近くではこういった整備をしているということでご説明を差し上げたいと思います。

かいつまんで、分水の関連文化財として、明治時代に創業されました醤油工場跡の建物の調査をいたしました。こちらは平成27年に一度、藤井先生をはじめ東大の学生さん達にもご協力を頂いて、建物の躯体構造図などの図面を起こしていただいております。今回、

金沢大学の先生に一部ご協力を頂きまして、こんな形で、3D画像に建物を記録として残しております。室内には醤油樽を10個ほど保管していた空間ですとか、あと、このように実際に火にかけて殺菌処理をした大きな釜ですとか、圧縮機、こういったものがそこかしこに残っております。左側に見えております写真は麴室でございます。こういったものも残されていた建物でございますが、今回文化財指定は、この建物までは目標としないで、用水に特化して文化財指定を考えたいと思っているところでございます。

以上で事務局であります私からのご説明内容となりますけれども、前回の審議会では、事務局側の不手際で、何の資料もお示しせず口頭だけのご説明に終始しておりましたところ、副島先生から、全然現地を見ていない先生方にもう少し参考となる資料のご開示をお求めになられました経緯がございまして、また、太田先生からは、かつて国分寺市史の中巻で、太田先生が中藤新田分水をお書きいただいた文章ですとか、平成30年に本多公民館で太田先生と小坂先生に玉川上水の分水や水車のことでご講演を頂いた記録集を皆様に、開催の通知と併せて同封してお送り差し上げております。差し支えないようでしたら、太田先生から、以前お送りした資料について、今、私からの事務局説明に補足などございましたらお願いできましたらと思いますので、よろしく願いいたします。

<太田委員>

太田でございます。事前に送っていただいた資料の中には、市史の付録として作りました市内の上水、分水関係、水路関係を地図に落とししたものを添えていただいたのと、あと、私が市史に記述をいたしました中藤新田を紹介する部分で、参考資料という形でコピーをしていただいております。

依田係長からもお話ありましたように、享保年間にこの分水が引かれまして、それからいきなり幕末、慶応4年に飛んでしまう。その間には、恐らく私の推定ですけれども、分水口というのは、玉川上水に横穴を掘りまして、そこに木で、木皮、樋を入れて、水をある程度の長さまで引いて、それからはほとんどが開渠の分水路になります。

その木皮の部分が経年劣化で木が腐って、陥没して、多摩川堤ですとか、その潜っている部分で陥没の危険があつて、取り替えるという作業を何回か繰り返して、時代が下ってきているというような情勢になります。

元治元年になりまして、分水の木皮の部分が腐ったので、幕府から危険だから取り替えるということが命じられましたけれども、村としては水がかりが悪いので分水口を替えたいということで、あちらこちらを探し、幕府や地元の村々との交渉を重ねまして、慶応4年に、江戸時代の資料には慶応4年の8月に新しい分水路を胎内堀として、ほかの村との用水との交差部分を避けるという形で少し深く掘る工事を依頼した資料が出てきました。引受人との間での金銭的な、工事の明細と金銭的なやり取りの資料が出まして、内金を払っている慶応4年の8月17日付の資料が出てきました。これで恐らく一部胎内堀で、あの地域にある胎内堀はこの頃にやはりできたのではないかと推測して、市史では記述をしております。

明治になりますと、明治政府が玉川上水に船を通して物資の流通を図るという政策を打

ち出しました。江戸幕府は江戸の町の上水、飲み水なので、それは許可しなかったのですが、明治政府はそれを許可して、そうすると新しく船を通すために、分水口があると船の通行の邪魔になるということで、南北にそれぞれ、先ほどの小平は新堀という形で、南側も新しく水を引く新水路、玉川上水の本流に沿った形でのところから分水を引くように、明治3年に命じられまして、恐らくその時点でまた出来上がったばかりの分水路が変わって、分水口が移動したかどうかまで資料がないので分からないのですけれども、新しい水路から分水を取るように変化をしているということが分かりました。市史の段階ではそこまで検討しなかったもので、慶応4年、恐らく10月ぐらいには近隣の村との交渉に関わった経費の書き上げの書類が作られているので、その頃には出来上がったのではないかという推測を記述しております。

シンポジウム、講演会で配りましたものの中に、主な分水路を歩いて写真を撮りましたものを見つけました。それから、もう1つ、市内の分水に関しては、終わりのほうの44ページから、水利用に関わる歴史ということで年表にしているものも掲載されています。平成30年段階で分かっている市内の玉川上水の分水などの水路、水車に関してまとめたものですので、ご参考にしていただければと思います。

以上でございます。

<依田史跡係長>

ありがとうございました。

先ほどご報告を申し上げましたように、国分寺市文化財調査専門委員のお立場で、玉川上水ですとか、多摩地域各地で分水のご研究を進めていらっしゃる小坂克信先生から、皆様お手元の、今画面にも映っておりますが、「審議事項資料2」という資料を今回先生にご用意いただきましたので、小坂先生に補足でのご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

<小坂専門員>

文化財専門委員の小坂と申します。ただいまの事務局の説明に補足しまして、最近古文書調査を進めておりましたところ、国分寺市では詳細な研究がなされていなかった中藤新田分水の胎内堀の工事時期について、幾つか新しい知見を得ましたので、ご報告申し上げます。

「審議事項資料2」の中藤新田分水の暗渠工事についてを御覧ください。

今まで胎内堀の工事は、慶応4年10月、つまり明治元年10月に1回実施されたことになっていましたが、今回の文献調査では、明治初期に胎内堀2回を含め、合計3回の水路工事が実施されたということが明らかになりました。

1回目ですけれども、図1を御覧になっていただきたいと思います。

これは従来どおり、明治元年10月ですが、これは先ほどちょっと分水口のお話がありましたけれども、分水口は移動できなかったので、その場で深く掘り下げます。それに加えて、南野中分水が五日市街道沿いに深さ1間、約3メートルで中藤分水を横切ります。ですから、図①のように、玉川上水の分水口から、ある程度、普通でいったら暗渠にすれ

ばいいのですが、五日市街道のところ、南野中分水が横切りましたので、五日市街道の南平の谷次郎宅までの 540 間を暗渠胎内堀にします。さらに、その下流は開渠ですが、中藤村の分岐点まで 367 間が深堀にされます。

2 回目、図の②を御覧ください。

先ほどご説明ありましたが、明治 3 年、分水口の開削で、それまで玉川上水から分水していましたが、深堀の砂川用水、つまり旧南野中分水から取水することになって、五日市街道のところに分水口が設けられます。そのため、谷次郎宅から分岐までの開渠部 375 間は、さらに深く掘り下げられます。これが②です。

③のところは 3 回目の工事になりますが、明治 4 年 1 月、増水、水を増やせることになりましたので、谷次郎宅から分岐下流の栗原金七の稲荷まで 415 間を胎内堀にします。これが 3 回の工事です。

それを今回の発掘場所と照合したいと思います。今回の発掘場所は、分岐とその上流になります。文献調査の図 2 の A トレンチの北壁と照合すると、開渠④が、これは享保 14 年ではなくて、明治元年 10 月、それをさらに深くした⑤の部分が明治 3 年 6 月、さらに新しく胎内堀⑥が掘られたのは明治 4 年 1 月になります。

補足しますと、享保 14 年の開渠をさらに幅広く深く掘り下げたので、多分享保 14 年の堀跡は残らなかったのだと思います。

以上です。

<依田史跡係長>

ありがとうございました。

発掘調査では、胎内堀と V 字状の大きな堀が出てまいりまして、恐らく V 字状の堀が享保 14 年の堀で、胎内堀が幕末の堀だという認識でいたのですけれども、今回の小坂先生の補足調査で、どちらも明治に入ってからのものである可能性が高くなったというご報告でございました。

まだ遺物の整理は全く手つかずですので、小坂先生のこの御指摘を基に、考古学的にも今後いろいろ検証していきたいと考えているところでございますが、現時点での新しい所見ということで、御説明をしていただきました。

以上がこのたびの調査成果に基づいてご用意いたしました審議資料の説明となりますが、この胎内堀ですが、国分寺市建設環境部緑と建築課より、西町地区の緑地整備事業に伴って、教育部ふるさと文化財課へ依頼を受けて文化財調査を実施したものでございます。本日は、前回に引き続きまして、建設環境部緑と建築課から岡沢課長と新島係長も同席をしておりますので、所管課より事業計画についてご説明をお願いしたいと思います。

岡沢課長、よろしくお願いいたします。

<岡沢緑と建築課長>

今ご紹介いただきました建設環境部緑と建築課の課長を 4 月から着任してございます岡沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。あと、担当の新島係長でございます。今後もよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、今配付させていただきました、仮称西町四丁目樹林地整備活用方針に関してご説明申し上げたいと思います。

まず、1ページ目、2ページ目につきましては、この後ご説明させていただきます。寄附を受けました樹林地、それから、現在ご審議中の水路に係る整備及び活用の方向性、それから今後のスケジュールを示したものとなってございます。

2ページ目を御覧いただければと思います。今後のスケジュールにおきましては、資料をご覧ください。ちなみにこの資料につきましては、さきの建設環境委員会で報告させていただいた内容のものと同じ内容でございます。2ページ目の今後のスケジュールというところでございますが、この予定だと今年度中に都市計画決定の手続を予定しておったところでございますけれども、先ほど説明がありましたその寄附を頂いた樹林地の周辺で一体的に保全が考えられる緑、それから文化的価値のある、醤油工場がございましたが、そういった文化的価値のある建造物などがございまして、こちらを含めた方針に修正することを今検討してございます。したがって、現在地権者さんとの活用方針等の協議を行っている最中でございますので、今年度中の都市計画決定の手続等に関しましては、まだ時期的な見通しが立っていない状況でございます。今後、また決定次第、ご報告できればと考えてございます。

3ページ目につきましては、ご寄附いただきました樹林地の位置、それから、現況写真。

4ページ目には、その樹林地を拡大した図を示してございます。ちょうど真ん中に、上下にわたりまして特水西2というのがあるかと思いますが、こちらに関しましては市が管理している水路で、先ほどからご説明のございました胎内堀の跡というところになってございます。先ほど依田係長からも説明がございましたが、この樹林地を寄附していただいた方からは、樹林地とともにこの胎内堀の跡を遺跡として残すことを望まれているという状況でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

<依田史跡係長>

ありがとうございます。いささか長くなりましたが、以上をもちまして事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<坂詰会長>

どうもありがとうございます。

前回のご説明をさらに詳しく、具体的に説明を頂いたところでございます。委員の皆さんのご意見を伺えればと思います。いかがでございましょうか。何かご質問ございますでしょうか。

副島先生、いかがでしょうか。

<副島委員>

いろいろ資料を付け加えていただいてありがとうございます。よく分かるようになったと思います。

配付されたものの中で教えていただきたいことがあります。送付されてきたものにたし

か諮問書がついていますよね。今日の席上配付のところには諮問書がついていないわけですよ。それは、新任の先生のところにも、事前には諮問書が行っているわけですね。

<依田史跡係長>

ご郵送で送っています。

<副島委員>

それで、今度は、審議をしていくときに、諮問書を基にするのか、それとも今日の審議事項資料の1という文化財の概要というところのことでやっていくのか、それによって説明の内容も随分違ってくると思いますが、ご当局はどのようにお考えですか。今日の文化財の概要という審議事項資料のほうに基づいて、ここの過不足を審議していこうということになりますか。

<依田史跡係長>

3月の文化財保護審議会では、この場で申し上げるのも非常に申し上げにくいところなのですが、事務局の内部でうまくちょっと先生方へのご説明の内容とかが徹底できていなくて、すごく歯切れの悪い委員会になってしまいまして、それで、基本的には今日お示しました審議事項1のこの文化財説明文の内容をベースにご審議いただけたらと思っております。

<副島委員>

そうすると、3月29日の諮問第1号についている指定理由というところのこの解説は、今日の文化財の概要という長文のものに取り替えるということですか。そうではなくて、こっちはあくまでも文化財の概要についての内容的な説明ということですか。

<依田史跡係長>

そうですね。諮問趣旨は3月の資料の趣旨のとおりでございます。

<副島委員>

そうですね。そうすると、一般の市民の方には、この3月29日の指定理由のところ分かりやすく行くわけですよ。

<依田史跡係長>

はい。

<副島委員>

なるほど。分かりました。そのことについて当局のお考え、よく分かりました。

それから、これは少し大きな問題だと思うのですが、今、小坂先生のこの貴重な御研究というのは5月9日という日付になっていますが、今年の5月9日になっておりますが、この内容は、実は今日お配りいただいたこの文化財の説明のほうには全く反映されていないということでございますよね。それはそうですね、時間として。

<依田史跡係長>

そうです。

<副島委員>

そうすると、これは根本的に、今日配っていただいたところの文化財の概要というところ



るの内容が、論文で言えば大きく書き換えざるを得ないことになるのですね。時代も変わってしまいますし、そうした時点で、これは行政ではなくて、学術的に考えれば、小坂先生のこの重要な報告を、さらに注のところでお示しになった文書、注の4番、注の5番、注の6番と挙げておられますが、これを含めたものをぜひ市か何かで公刊なさって、つまり論文として、報告書としてお挙げになって、それを基にこの文化財の概要というところを一部書き換えていく必要があると思うのですね。そうすると、あとは当局のほうは大変なことになってしまうのかもしれませんが、学術的な立場から言えば今年度の諮問は難しいと私は思うのですね。学術的な立場ですよ、これは。

時代が変わるし、いつ掘られたかということも変わってくるし、そうすると、ここの中の、改めては申し上げませんが、今日の文化財の概要の2ページ辺りに書かれているこの胎内堀についての解説というのは、ある程度文章が変わってくるわけですよ。

審議会の委員として、新たな、貴重なご報告が出てきたところで、それを当局がどのように反映させてやっていくのか。少なくとも、学術的に言えば、小坂論文が出たことによって、これまでの解説は書き換えていかなくてはいけないという、大変貴重な御研究だと思うのですね。それを8月までの段階でやっていくのかどうか、ちょっと大事なことだと思うので、少しお考えになってみたらいかがでしょうか。

<坂誥会長>

ありがとうございます。ただいま副島先生の御指摘がありました件ですけれども、前回の委員会のときにも依田係長からお話があったと思うのですが、発掘調査のデータについてはただいま検証中であると。特に出土した遺物については2種類であるので、改めてこの整理をもって皆さん方に御報告できればと。以降、関連する文献資料その他を太田先生などによって調べられている。したがって、それらによって補足した上で、この問題については対応していきたいという御説明があったのではないかと思います。

そういうことから考えますと、小坂先生が非常に尽力されまして、本日の御報告のようなものをいただいたわけですが、前回の調査によって出たデータの延長線上で解釈として小坂論が出てきたと理解すべきだろうと思います。

そういうことを考えますと、既にこの胎内堀に関する指定については、市としては前向きな形で地権者の方と御相談が進んでいると、また、その整備の計画もできていると、進行中であるというような事態を考えまして、ただいまの御指摘については、この委員会をもって学問的な内容を含めていただいて、今後、整理をしていくというふうな対応をしていただければと思うのです。

したがって、本日配られました文化財の概要についても、小坂先生のレポートを主といたしまして、また、実際の発掘した成果のデータの分析というものを踏まえまして、外部に開示する場合には一部訂正をしていただくというようなことで、本委員会としては抜本的な内容は極めるという大前提でお願いできればと思うのです。そのようにしていただければ、今年度の指定については進められるのではないかと思います。そういうことで副島先生、ご理解いただければ幸いです。

<副島委員>

全く問題ございません。ですから、文化財の概要のところをある程度文章が変わってくるということで、それは大変でしょうけれども、おやりになっていただければ、今後のために。先生、まとめていただいてどうもありがとうございます。

<坂誥会長>

ありがとうございます。

それでは、今お話のありました件については、この審議会のほうで十分検討すると。そして、しっかりした成文案を外に出すという形にさせていただくということですね。

さらに、このたびの発掘調査のデータについても、暫時整理が進んでいくと思いますので、その整理の結果に基づいて報告書ができると思います。その報告書には、ぜひ小坂先生の論文を反映して、しっかりした歴史的背景をここで提示していただく。それによって、市民の皆さんにも御理解を深めていただくということで進めていただきたいと思いますのですが、そのようなことで委員の先生方、よろしいでしょうか。

副島先生、いいですか。

<副島委員>

1つだけ、小坂先生にお教えいただきたいのですけれども、今日の御報告で、注に挙げた4番、5番、6番という、国分寺市の文書の番号がありますが、これは公開されている資料なのですか。それとも、先生御自身で採録なさった資料なのですか。

<太田委員>

公開は、古文書の写しを見たいという方には公開をしておりますが、何か文献とかに載せたりはしていません。

<副島委員>

すみません。注の4番から6番までの資料ですが、資料の現所有者はどなたですか。

<太田委員>

ここに書かれている4番、5番、6番は、川島家というお宅で所蔵をしております古文書になります。それは、市で写しを控えております。

<副島委員>

写しというのは。

<太田委員>

コピーをしたものを保存しております。どなたか見たいという御要望があれば、それをお見せしているという、公開の方法は取っております。目録も出しております。

<副島委員>

文字は、翻刻はされていないのですね。

<太田委員>

はい。していません。古文書を読めないと使えないような状況であります。

<副島委員>

かなりこれは長文なのですか。この4番、5番、6番の資料は。

<太田委員>

長文の形です。

<副島委員>

そうですか。太田先生もこれは御覧になったことは。

<太田委員>

昔見たことはあります。最近はないですけども、横長で書かれているものなので、想定分ではないです。

<小坂専門員>

コピーを以前させていただいたものがあります。

<副島委員>

そうですか。

<太田委員>

急ぎこの資料だけ報告して、こういう資料に添えておくとかということは可能です。

<副島委員>

この4番、5番、6番で、いつ掘ったかという、年期が出るようなところを部分的だけでも抜粋する形で、ここの注のところに書き加えていただけると、そうすると当局がやっていくときに、確実にいつ、3回に分かれているということが分かりやすくなると思う。それが長文でややこしかったらえらいことだと思ったのですけれども、明解な資料でしたらば、お出しただけると。

<小坂専門員>

部分的に載せることはできると思います。

<副島委員>

そうですね。

<小坂専門員>

分かりにくいものも1点はあります。

<副島委員>

なるほど。以上です。ありがとうございました。

<坂誥会長>

今御指摘の視点もありますので、今度報告書のときに、ぜひそれを入れていただきたいと思います。どうでしょうか。

<藤井委員>

今のご説明でよく分かったのですけれども、資料がどういう状態で見られるかということを経験として書いておかないと信頼性が下がってしまいますので、ぜひ、例えば市の教育委員会に頼めば閲覧可とか、そういう情報をここにに入れていただけるとありがたいです。

<坂誥会長>

ありがとうございます。

それでは、報告書にはぜひ、今先生方の御注意がありましたけれども、それを踏まえて、

小坂先生に開削の歴史的背景をまとめていただくというようにお願いしたいと思います。

あるいは、その当該の資料が刊本になっていないというお話でございますから、刊本していない状況で、例えば市の教育委員会の資料室か何かがあれば、その点は注記しておいていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

いかがでしょう。馬場先生。

<馬場委員>

初めてで意見を言うのも恐縮なのですが、進め方はもちろん、今、坂詰先生言われたように進めていただいているのですが、疑問に思ったのが、これからいろいろ修正かけるのでぜひ検討していただきたいと思ったのは、名称が中藤新田分水（胎内堀）となっていますよね。ここのところについて、最初送られてきた資料を見たときに、並行している享保期に作ったものと、幕末に作ったものを指定の対象にしているわけですよね。しかし、今日出てきた先ほどの説明からすると、名称についても少し考えなければいけないという印象を持ったので、その辺りも。当初のやつだと何か分水が、胎内堀のところ指定対象になるのだなと思ってしまうので、少しその辺り検討していただきたい。

あと、もう1点は、今日の小坂先生の御調査で、どういう過程でできたというのはよく分かったわけですよね。先ほど副島先生とかそれぞれの先生方から、ぜひここのところを記録に残してくれというお話があったのですが、この明治の資料が、今ある胎内堀とか分水と言われるものを、文獻的に証明するわけですよね。だから、できれば附みたいなので、古文書を3点ぐらいあればしておくということも1つの方法と思ったのですが、これはあくまで可能ならばということで御意見申し上げます。ぜひご検討いただければと思います。

<坂詰会長>

ありがとうございます。名称などにつきましては、事務局で十分協議いただいて、誤解がないように整理していただきたい。

それから、関係の添付資料については、先生方の御意向を踏まえまして、十分皆さんにご理解いただけるような方法を取っていただきたいということでよろしいでしょうか。

他によろしいでしょうか。

<藤井委員>

御説明頂きました、緑と建築課からいただいた資料ですが、先ほどのパワーポイントでもありましたように、保存計画というものはすごく微妙で、難しいことをなさろうとしていると思います。ですので、設計図書の作成というのがぽっと出てくるのですが、これはどういうふう設計をなさろうとされているのですか。これは、以前に、恋ヶ窪村分水のときにも、こういう保存というのは、前例がないから物すごく大変なので、ちゃんと毎年どういうふうに変化していくのかという、土が崩れていくとか、いろいろな状況がありますから、それをぜひ毎年きちんとウォッチングして、それでどういうふう管理していくのかということを慎重に配慮していかなければならないということをお願いした

と思うのですが。

今回も、結局これ土を露出させるとか、地面に埋めたものにするとか、非常に微妙なことをなさると思うのですけれども、それはほかの事例があまりないのではないかと思います。それはどうやってなさるのか、ちょっとご説明いただけるとありがたいです。

<岡沢緑と建築課長>

緑と建築課です。まだ具体的にそこはどういう整備をするかという形に関しては、まだ検討中です。

実際、先ほども小平市の例がありましたけれども、そういったものをちょっと確認しながら、どういったことができるかということを検討してまいりたいと思っております。したがって、これも令和4年度となっておりますが、こちらについても、まず公園としての範囲をどこにするかということを整理した上で、さらに、整理する中で、並行して見せ方というか、どういったものができるかということに関してもこれから検討するというような状況でございます。

<坂誥会長>

よろしいでしょうか。

このような遺跡は、前回の恋ヶ窪村分水のときもいろいろ皆さんに御意見伺ったのですが、文化財指定というのは単に保存するだけでは意味がない。それをどういうふう管理して、それをどう活用していくかという、保存、管理、活用というものは三位一体で進めなければ指定の意味はありませんので、そういう観点から、今、藤井先生ご指摘いただきましたような内容についても、ひとつ緑と建築課で具体的な案について、前例もございませうから、少し検討していただくと。

さらに、もう1点、依田さんのほうからお話ありましたように、小平で一つの試みをやっておりますので、そういうような至近地における事例も参考に、1つ案を作っていただきまして、事務局と相談をして原案を作っていただきたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

<福嶋委員>

緑と建築課のからの御説明で、調査をしながら、緑に関しては保全していくのだという御説明を頂きました。大変いいことだと思います。ただ、今後注意して検討していただきたいのは、明るい林にして、人が誰でも入れるというだけではないと思うのですね。やはり、その森をどういうふうな形で今後維持したいのか、それをあらかじめ、10年、20年後を考えた、そういう計画を持つ必要が1つあるということですね。

当然、木も大きくなりますし、それから、いろいろな植物も生えてきます。人が入るようになれば、いろいろな雑草も生えてくる。だから、どういう形でその森を管理していくのかという、長いスパンでぜひ計画を作って、管理をしていただきたいと思っております。

やはり将来像というのがないと場当たりの管理になってしまいますので、何回も申し上げますけれども、木は大きくなります。傷んでいきます。ですから、放っておいていいと

いう話ではないので、どういう形で維持していくのか、それを計画の段階で十分検討を進めていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

<坂誥会長>

ありがとうございました。

いろいろ御説明、御質問などいただきました。松井先生、いかがでしょうか。

<松井委員>

恋ヶ窪村分水を5年ぐらい前に指定して、それと比べてしまうのだけれども、こちらは、いわゆる胎内堀だけを指定するわけでしょうか。それとも、胎内堀とセットになって、いわゆる開渠の部分の古いほうの分水もあるわけですね。ここで指定するものとして、中藤新田分水（胎内堀）と表現されているのですけれども、その辺の考え方はどうなのでしょう。もちろんセットで分水自体を指定したいということなのか、いやその中の胎内堀を特にクローズアップしてここでは、指定と考えているのか、非常に難しいことですが、そこのところを整理していただきたい。

<依田史跡係長>

去年の秋に実際に発掘調査をするまでは、市が管理しております水路用地の下には胎内堀が残っているものだという前提で調査に臨みましたら、期せずして胎内堀と開削の堀がセットで残っていたということが分かりまして、今後どう整備をして残していくかという設計、コンセプトとも大きく絡むところではあるのですが、せつかく2つの新旧の堀が出てきているということで、しかもそれが市で管理している土地の中で収まっているのであれば、何とか両方の堀を残して、幅の細い敷地の中には新旧の堀が残っているということの後世の方たちにも残して、周知が図れればと思っております。

先ほど馬場先生からもご指摘いただきましたように、胎内堀と銘打った指定名称がいいのかどうかということも、もう一度事務局で引き取って、改めて次回の委員会で確認したいと思っております。

<坂誥会長>

先ほどもお話がありましたように、名称、指定内容については、事務局で、先生方のご意見を踏まえて、適切な案を次回の提出していただきたいと思います。引き続き調査、整理を進めていただければと思いますが、いかがでございましょうか。以上でよろしいでしょうか。ありがとうございました。大変貴重な御意見をいただきました。

近世から近代にかけての遺構については、今、各地でいろいろ保存、活用、整備が問題になっておりますが、ひとつそのような視点を例として、国分寺市でも先駆的な内容を示していただきたいと思っております。

## 6 報告事項

<坂誥会長>

それでは、引き続き報告事項に移らせていただきたいと思っております。報告事項8点ございますが、暫時1から始めていきたいと。まず、第1、お願いいたします。

<新出ふるさと文化財課長>

ふるさと文化財課長です。私のほうから今年度のふるさと文化財課における事務事業の概要を説明いたします。報告事項資料1，A4横の資料を御覧いただきたいと思います。

今年度のふるさと文化財課の事業につきましては、通常の8つの事務事業のほか、100周年記念事業の事務事業がありまして、これは資料の9として、右下に記載しておりますが、4つの事業がございます。この度、計12の事務事業を執行していくということがございます。

まず1番目、文化財保護関係の委員に要する経費につきましては、本文化財保護審議会の会議の運営に要する経費でございますが、年3回の開催を予定しております。

2番、文化財調査に要する経費でございますが、これは開発に伴う試掘6件、確認調査6件を想定して予算計上しております。また、文化財総合調査として、建造物、胎内堀、石造物の調査を予定しております。予算額3,906万4,000円で計上しております。

3点目、文化財展示施設に要する経費でございますが、こちらは本年度も資料館、資料展示施設、民族資料室の3施設の運営を行ってまいります。予算額は2,435万1,000円となります。

4点目、文化財普及に要する経費でございますが、こちら文化財愛護ボランティアの養成講座、市内外の文化財を巡る事業などのイベント事業を行ってまいります。また、書籍の販売なども引き続き行ってまいります。予算額は467万2,000円となります。

5点目は、文化財保護事務に要する経費で、こちらは全国の自治体が参加する協議会と連携をしまして、情報交換等を行ってまいります。また、今年度はこの後6として報告いたします、川崎・伊奈両代官謝恩塔の修繕を行う予定でございます。予算額は809万4,000円となります。

6点目、史跡武蔵国分寺跡公園用地買収に要する経費です。現在、購入化率は73.7%でございますが、今年度2件の買収を予定しております。さらなる購入化率を高めてまいります。予算額は8,683万7,000円でございます。

7点目は、史跡武蔵国分寺跡公園の管理に要する経費でございます。史跡地を適正に管理し、多くの市民等に利用される公園となるよう管理をしてまいります。予算額は2,746万4,000円となります。

8点目、史跡保存整備に要する経費につきましては、来年度からの整備工事に向けて、今年度は南門地区の樹木の伐採を行う予定でございます。予算額は8,683万7,000円となります。

9点目につきましては、武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念事業に要する経費でございますが、4月29日に行いましたオープン記念イベントのほか、10月22日に開催予定の記念講演、また特別企画展、気運醸成のための横断幕、バナーフラッグの作成などを予定しております。経費につきましては、合計いたしまして1,440万5,000円で、こちらは今年度のみ事業でございますので、昨年度からは皆増となっております。

以上で私の説明は終わります。

<坂誥会長>

ありがとうございました。令和4年度の文化財課の事業についての報告がございました。何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続きまして2番目、文化財普及事業についてお願いします。

<早川文化財普及担当係長>

文化財普及担当係長の早川と申します。文化財普及事業についてご説明いたします。

例年、普及事業については実施しておりますが、今年度は100周年でもあり、また、昨年度は実施できなかった事業もございますので、それを順にご説明したいと思っております。

まず、既に終了しておりますが、4月30日から実施いたしましたなぞときビンゴについては、例年歴史クイズラリーというものをやっております、少しブラッシュアップして実施させていただきました。

続きまして、7月23日に実施予定の市内文化財巡りにつきましても、コロナ禍で2年実施できておりませんでした、今年度は実施に向けて準備を進めております。

あとは、8月20日と10月16日に開催予定の拓本教室につきましても、今年度実施させていただきたいと思っております。

これからは例年開催しておりますが、ボランティア養成講座、6月15日から実施を予定しております。昨年は12月から実施の予定でしたので、昨年度より早く実施を予定しております。

あと、例年開園記念日ということで、無料公開というのをさせていただいておりますが、去年は4月29日実施済みですが、あと10月12日の指定記念日から11月6日までの約1か月間、無料公開の実施を予定しております。

講演会につきましても、4月29日に実施させていただきましたが、10月22日の100周年記念講演会、11月19日に観光考古学会のシンポジウムですとか、12月11日の住田古瓦考古学支援委員会との共催シンポジウムですとか、1月22日の東京都教育委員会、国分寺市教育委員会主催であります第48回東京都遺跡調査・研究発表会など、講演会につきましてもたくさん開催させていただこうと思っております。

最後の、東京都との共催の研究発表会については、昨年度は世田谷区の代官屋敷というところで、しかもWeb開催でしたので、今年度につきましてもはどのような開催形態かというのは東京都の教育委員会とこれから協議して実施していこうと思っております。

また7月30日から100周年記念特別展示というのを令和5年2月12日まで、資料館におきまして開催を予定しております。かなり長期間になりますが、予定しております。

私のほうからは以上になります。

<坂誥会長>

ご苦労さまでした。

従来どおり、文化財の普及事業は引き続き行いたいということで説明がございました。時節柄、今までと同じようにできるかどうか、またいろいろ昨年度の状況を踏まえて開催



したいということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き3番目に移りたいと思います。3番目です。「武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念事業について」、お願いいたします。

<増井文化財保護係長>

事務局の文化財保護係長でございます。お配りしております資料、こちらカラーの2冊の冊子を御覧いただければと思います。

先ほど古屋教育長より冒頭で御挨拶もございましたが、武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念事業についてのご報告となります。

初めに、オープニングイベントの資料を御覧ください。4月29日金曜日、祝日でございますが、100周年オープニングイベントとして、いずみホールにて開催いたしました。

パンフレット1枚めぐりいただきますと、当日の次第のプログラム等がございます。午前の部は10時から11時半まで、近江主任文化財調査官による記念講演「史跡武蔵国分寺跡の価値と保存について」という演題で講演を頂いております。続いて、午後の部は3ページ目になります。国分寺市の観光大使であります土屋礼央さんに総合司会をお願いいたしまして、午後1時から開催をいたしました。初めに市職員とのトークセッションの後、姉妹都市であります佐渡市からお招きした太鼓芸能集団「鼓童」の演奏、続いて市立中学生合同バンドの演奏会が行われ、午後3時に閉会という流れでございました。

会場にお越しいただいた参加者は、来賓等招待者の方が35名、午前の一般参加者が185名、市の応援職員が33名、そして、東京経済大学の学生の地域貢献ということで7名の方、そして午後の一般参加者が296名、合わせまして555名の方々に御参加いただいております。

当日は昼頃からあいにくの雨ではございましたが、会場内のみならず、場外の物産展にも数多くの方がご参加いただいております。また、ご参加いただいた文化財保護審議会の委員の皆様におかれましては、御多忙の中ご来場いただきまして、改めて感謝申し上げます。

続きまして、ゴールデンウィーク中に実施したイベント及び今後の事業概要について、先ほど普及事業で若干触れましたが、改めてご案内いたします。今、御覧いただいたパンフレットの裏面、こちらに今後の1年間の主要なイベントの内容を記載しております。

ゴールデンウィークに実施しました子ども向けイベントのなぞときクイズラリーというのを実施いたしました。こちらオープニングイベントの翌日、4月30日土曜日から5月8日までの期間に実施しております。内容といたしましては、クイズラリー、などときビンゴというものでございまして、史跡武蔵国分寺跡、また尼寺跡、東山道武蔵道跡や、資料館をめぐり、クイズに答えてもらうというラリーでございます。期間中は66名の子どもたちに参加を頂いております。

今後も年間を通じて様々なイベントを引き続き開催する予定でございます。史跡武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念事業についての報告は以上となります。

<坂詰会長>

ありがとうございました。

順調に100周年記念事業については進んでいるということでございます。

それでは、4番目、「史跡武蔵国分寺跡買収事業について」、お願いいたします。

<増井文化財保護係長>

引き続き、文化財保護係長でございます。資料は、「報告事項資料4」でございます、こちらA4の地図のカラーのものを御覧ください。

左側に凡例がございますが、青い網がかかっているものが令和2年度以前、令和3年度に実施したものが黄色い部分、そして令和4年度の予定のものがピンク色の部分でございます。

買収事業は昭和40年度より着手いたしまして、現在、指定面積はおよそ16万5,000平米、そのうち公有化率は令和3年度末の時点で73.7%となっております。令和4年度は先ほど地図でお示しいたしましたこのピンク色の部分、西元町三丁目地内の民有地を4筆、約1,000平米について、国庫補助事業といたしまして、国と東京都からの補助を受けながら史跡地の買収を予定しております。

説明は以上でございます。

<坂詰会長>

順調に進んでいるということですね。

<増井文化財保護係長>

はい。

<坂詰会長>

それでは、次に整備事業についてお願いいたします。

<依田史跡係長>

これから、「報告事項5、6、7、8」と、それぞれ簡単ではございますが、パワーポイント、スライドのほうをご用意さしあげておりますので、併せて資料のスライドも御覧ください。

皆様、お手元に歴史公園ガイドブックVer.4というパンフレットをお配りいたしました。後ろから1ページめくっていただきますと、イメージ図が載せてございます。平成23年から令和2年にかけて、坂詰先生、藤井先生はじめ、史跡の整備委員の先生方にいろいろご指導いただきまして、こちらの伽藍中枢部という部分については整備を完了いたしまして、令和3年度からこの伽藍中枢部の南側、こちらの南門地区と呼んでいるエリアに整備のページを移してございます。

昨年は、この中で、誰が見ても一見道路の形状をなしていない、赤道が敷地内に3本残っておりまして、令和3年度はこの3本の道路を測量して、昨年の12月議会で道路廃止をするための議案を上程いたしました。無事可決を頂きまして、現在、4月、5月、6月の3か月、廃止の告示期間を当てておりまして、その告示が終わったら、この一帯を工事が始められるという流れになっております。

今年度ですが、この南門地区一帯に、恐らく昭和40年代ぐらいから人を集めるために

いろいろ木を植えてきたわけなのですが、おとし、福嶋先生に4か月ぐらいかけて全部の樹木をご観察いただきまして、4月に桜が満開になると市民の方々に喜ばれる桜の木がたくさん植わってはいるのですけれども、よく観察をしますと、かなり幹のほうに腐ってきているものですか、何年か前の台風でも結構根が張っていないもので桜の木が根っこごと道路のほうに転倒したりするような状況もありますので、少し樹木のほうを今年度、34本ほど伐採をしながら、伐採するだけではなくて、令和5年、6年、7年にかけて、一部植物の補植はしていくわけなのですが、今年度はこの南門地区全体の伐採を中心とした修景作業を行う予定でおります。

また工事が進みましたら、改めて委員の先生方にも現地のほうをご案内差し上げたいと思います。

以上でご報告を終わります。

<坂誥会長>

順調に進んでいるということのようでございます。

それでは、引き続きまして、次に入りたいと思います。6番目、「市重要有形文化財川崎・伊奈両代官謝恩塔の保存処理」、お願いいたします。

<中道文化財保護係主任>

文化財保護係の中道でございます。報告事項6としまして「市重要有形文化財川崎・伊奈両代官謝恩塔の保存処理について」ご報告いたします。

この謝恩塔は、市内の北町三丁目の妙法寺の境内にございまして、寛政11年、1799年に建立された石造の宝篋印塔でございます。

武蔵野周辺の保護政策を進めておりました川崎・伊奈両代官に対して、榎戸新田の名主が願主となり、武蔵野新田、80数か村の農民の方たちが建てた謝恩塔でございます。大正12年の関東大震災のときには塔が倒壊して、その後、昭和26年に再建をされております。石材の劣化が進んでおまして、昭和62年に剥離等修復する保存処理が行われていますけれども、近年また石材の剥離等、傷みが激しくなっておりますので、今年度、市の補助事業として、妙法寺が修復する事業主体として保存処理を行うことになりましたので、ご報告いたします。

以上となります。

<坂誥会長>

ありがとうございました。

ただいま保存処理の件について説明がありました。この件について、中道さん、追加で説明はよろしいですか。

<中道文化財保護係主任>

報告6について、修復の記念といたしまして、並木公民館で東京都の水道歴史館と連携した講演会を開催予定としておりますので、ご報告いたします。

<坂誥会長>

ありがとうございました。

保存修理を行った上で、皆さんにも公開したいというなお話がありました。ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。7番目、「市内建造物調査について」、お願いいたします。

<中道文化財保護係主任>

文化財保護係、中道でございます。市内の建造物調査につきましては、令和元年度から、基礎調査、一次調査、二次調査という段階を設定して行っています。基礎調査としましては、地図、航空写真などを利用して、対象の建造物を抽出し、基本的には建築から50年を経過した建造物ということで昭和39年以前のものを対象に、悉皆的な調査を進めております。基礎調査によって抽出できた建造物の現地調査や聞き取り調査一次調査としております。その中から、本格的に建造物の実測、写真撮影と現地調査を行う二次調査を予定しております。

令和元年度に基礎調査を実施しまして、4,000件弱の対象建造物を確認しております。令和2年度に地域内を3分割しまして、西部、中部、東部と、その中で西部地域に関して一次調査を実施しております。令和3年度につきましては、令和2年度の調査成果を精査し、昭和39年以前の建造物を308件確認いたしました。

今年度につきましては、西部地域で確認しましたその308件の中から、二次調査、本格的な調査となるものを選定しまして、現地調査する予定としております。また、市域東部につきましても一次調査を継続して行う予定になっております。

以上でございます。

<坂誥会長>

市内の建造物調査については、事業をやってきたわけですが、引き続き本年もやるということのようでございます。ありがとうございました。

それでは、もう1点、8番目ですが、「埋蔵文化財発掘調査報告書のデジタル公開について」、中道さん、お願いします。

<中道文化財保護係主任>

文化財保護係の中道でございます。報告事項8としまして、報告書のデジタル公開についてご報告いたします。

埋蔵文化財の発掘調査報告書のデジタル公開につきましては、文化庁により積極的に参加することが求められておまして、奈良文化財研究所が全国各地の埋蔵文化財の報告書についてデジタル、PDFデータを全国遺跡報告総覧として公開しているところであります。市では平成29年度から報告書のデジタル化を進めておまして、昨年度まで50余りの報告書につきまして、この全国遺跡報告総覧のほうにアップしております。検索いたしますと、国分寺市の市内の発掘報告書ですとか、データがダウンロードできて、自由に見られるというような状況になっております。

今後、埋蔵文化財以外の情報も掲載できるということですので、国分寺市内の様々な文化財についてデジタル公開を進めて、周知を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

<坂誥会長>

ご苦労さまでした。

デジタル公開について、従来もやってきておりますが、引き続き続けていきたいということでございます。

以上、8番目の報告が終わりました。予定いたしました報告事項は以上8件でございますので、全部終わりました。

## 7 その他

<坂誥会長>

それでは、その他といたしまして、何かありますか。

<依田史跡係長>

先生方に資料はおつけしていないのですが、スライドでご紹介を差し上げます。国分寺市の市役所の本庁舎でございますが、現在、西武線の恋ヶ窪駅から歩いてすぐそばのところにお本庁舎がございますが、大分古くなってきたということで、現在、国分寺市役所の新庁舎の建設を国史跡の東山道武蔵路跡の脇にあります敷地に移す計画がございます。

実は、先月から新庁舎建設に伴う発掘調査がスタートしておりまして、表土掘削を進めているところですが、恐らく次回の文化財保護審議会が8月、9月ぐらいになってしまうかと思うのですが、先生方、現地をご案内する機会がないかと思ひまして、スライドだけ御紹介を申し上げたいと思ひます。

場所は、こちらになります。国分寺駅と西国分寺駅のちょうど中間、南側の、都立武蔵国分寺公園がある一帯の敷地の一角でございます。

先月の状態です。表土、機械を使って掘削しているのですが、もともとここには鉄道学園がありました場所で、鉄道学園がなくなってから、ここに盛土をしております、表土が1メートルから1メートル50ぐらい厚く体積をしております。始めてもう1か月たちますが、まだ表土が掘り終わっていない状況でございます。

これが先週撮影してきた状況です。至るところに鉄道学園時代のコンクリートの軌道などが入っておりまして、その中でも、本当にわずかですけれども、古代の竪穴式住居かと思えるような遺構がすこし見つかっておりますが、遺物がほとんど出ていない状況でございます。

こちらに見えております、ブルーシートをかけていない、何の変哲もないコンクリート軌道ですけれども、今申し上げましたように、ここには昭和の終わりまで中央鉄道学園がございました。中央鉄道学園があった時代の航空写真なのですが、ここに官舎があって、あと、国鉄関係者が使っていた野球場、400メートルあるグラウンドがある中で、今回遺跡の発掘調査をしておりますのがこの部分になります。この建物は何かといいますと、中央線からここに線路を引き込んできまして、新幹線の実験等を行っていた場所になります。

ちょうどこの新幹線を引き込み線の線路に乗せて走らせようとしていたところに、先ほどのコンクリート軌道がありまして、恐らく鉄道の軌道の跡だと思われるものが出ております。

遺跡の状況はこのような感じではあるのですが、市役所の新庁舎を建てる建設現場で今調査を進めておりますので、来月、遺跡の状況がどうなっているかはまだ見通せないのですが、来月、6月の最後の日曜日、10時から15時にかけて、発掘現場の見学会を行う予定になっております。

以上です。

<坂誥会長>

ありがとうございました。

市役所の建設について、非常に皆さん方、注目しているところですが、府中市と違いまして、国分寺市の場合は影響なく建てられると思いますので、その点ご安心を。

課長、何か。

<事務局>

私のほうからは、次回の審議会のご予定につきましては、8月の開催をいたしたいと考えているところをお伝えしたいと思ってございます。詳細の日程につきましては、個別に取らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 8 閉会

<坂誥会長>

以上で本日予定いたしました審議事項、報告事項、全て終了いたしました。どうも今日はありがとうございました。